		日	号外	ページ
一八	医療法施行規則の一部を改正する省令	一七		八
一九	地域医療連携推進法人会計基準	二一	55	一
二〇	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行規則等の一部を改正する省令	二二		二
二一	公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備及び経過措置に関する省令	二二		二
二二	救急救命士法施行規則の一部を改正する省令	二三		二
二三	消費生活協同組合法施行規則の一部を改正する省令	二四		二
二四	ボイラー及び圧力容器安全規則の一部を改正する省令	二四		二
二五	身体障害者補助犬法第十六条に規定する業務を行う者を指定する省令の一部を改正する省令	二八		一
二六	国民年金の事務費交付金の算定に関する省令の一部を改正する省令	二八	63	二
二七	医療法施行規則の一部を改正する省令	二八	63	二
二八	確定拠出年金法施行規則の一部を改正する省令	二八	63	四
二九	労働安全衛生規則等の一部を改正する省令	二九		二
三〇	安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令	三〇		一
三一	次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令	三〇	67	六
三二	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令	三〇	67	二二
三三	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令	三一	69	四
三四	雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令の一部を改正する省令	三一	69	四
三五	労働者災害補償保険法施行規則等の一部を改正する省令	三一	69	四
三六	ハンセン病問題の解決の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令	三一	69	四
三七	厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令	三一	69	四
三八	児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令	三一	69	五
三九	理容師法施行規則等の一部を改正する省令	三一	69	五
四〇	高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令の一部を改正する省令	三一	69	一七
四一	健康保険法施行規則等の一部を改正する省令	三一	69	一七
四二	雇用対策法施行規則の一部を改正する省令	三一	69	一七
四三	厚生労働省定員規則の一部を改正する省令	三一	69	一七
四四	厚生労働省組織規則の一部を改正する省令	三一	69	一七
四五	職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令	三一	69	一七
四六	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令	三一	69	一七
四七	独立行政法人医薬品医療機器総合機構法施行規則の一部を改正する省令	三一	69	一七
四八	介護保険法施行規則の一部を改正する省令	三一	69	一七
四九	医療法施行規則及び医療法施行規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令	三一	69	一七
五〇	国民健康保険の事務費負担金等の交付額等の算定に関する省令の一部を改正する省令	三一	69	一七
五一	国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令の一部を改正する省令	三一	69	一八
五二	国民健康保険法施行規則の一部を改正する省令	三一	69	一八
五三	持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令	三一	69	一八
五四	雇用保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令	三一	特8	九二
五五	雇用保険法施行規則及び建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則の一部を改正する省令	三一	特8	九四
	○農林水産省			
一二	農業経営基盤強化促進法施行規則及び農地中間管理事業の推進に関する法律施行規則の一部を改正する省令	一		三
一三	森林法等の一部を改正する法律の施行に伴う農林水産省関係省令の整備に関する省令	九	47	一
一四	森林法施行規則の一部を改正する省令	一〇		四
一五	作物統計調査規則の一部を改正する省令	二一		二
一六	種苗法施行規則の一部を改正する省令	二二	56	一
一七	特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律第三十三条の規定により地方農政局長に委任する権限を定める省令の一部を改正する省令	二四		二
一八	農業協同組合法施行規則及び水産業協同組合法施行規則の一部を改正する省令	二七		二